平成２６年（フ）第２０２４号
横浜市西区元久保町11番10号　ホートクハイツ103号
債務者　石井喜代美
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４０号
神奈川県大和市下鶴間2767番地18　ライオンズマンション大和山王203号
債務者　久保麻衣子（旧姓吉森）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５４号
横浜市瀬谷区本郷３丁目２番地４　レオパレスササキ202
債務者　阿部　邦和
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目11番８―403号
債務者　竹内　康滋
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字天間35番地、旧住所岩手県花巻市諏訪166番地
債務者　伊藤　英子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午後１時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第５４９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡2112番地15
齋藤方
債務者　浅川　浩之
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１０号
栃木県宇都宮市滝の原３丁目１番９号　うえのコーポ302、前住所栃木県宇都宮市中戸祭町814番地３　レオパレス中戸祭108
債務者　菅野　　絢
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０１９号
東京都町田市木曽東３丁目16番24―501号
債務者　大澤　英夫
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７号
東京都町田市本町田809番地２本町田ファミユー102
債務者　濱川　伸一
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６１５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町177番地２　ユーミー美宝101、前住所栃木県宇都宮市中岡本町2663番地43
債務者　伊藤　正治
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２号
栃木県宇都宮市城南３丁目７番９号　エクセレント城南Ｃ―103
債務者　髙橋　国明
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９号
静岡県焼津市西小川６丁目５番地の２　リバーサイドＱ１―203、旧住所静岡県焼津市八楠２丁目24番地の８　コーポリバーサイド203
債務者　津島　真之
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８６号
岡山市中区東山３丁目９番22号　ヒライビル３Ｆ、旧住所沖縄県沖縄市南桃原２丁目19番７号　比嘉アパート301号
債務者　山入端　克
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５０号
岡山県高梁市備中町西山2811番地、旧住所大阪府四條畷市砂３丁目２番８号
債務者　芳賀　忠志
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部